

## 貯蓄預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは、払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、払戻請求書に押印された印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続きをした後に行います。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1日につき1,000万円までを限度とします。但し、当金庫が適当であると認めた場合は、この限度額を超えて払い戻すことが出来るものとします。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額取証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 3. (振込金の受入れ)

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳のお支払金額欄に記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3)前記第2項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

### 5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。

### 6. (自動支払い等)

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 7. (利息)

- (1)この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、当金庫所定の方法により表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。
- (2)この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は当金庫所定の方法により表示するそれぞれの段階とし、毎日の最終残高に応じて該当利率を適用します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (2)前記(1)の印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4)通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

(5)預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

#### 9.（成年後見人等の届出）

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第1項ないし第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前記第1項ないし第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前記第1項ないし第4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11.（譲渡、質入れ等の禁止）

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるといっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 12.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第14条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからE、第4号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからE、第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 13.（取引の制限等）

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 14.（解約等）

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

③日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合

④当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき

- ⑤この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- ④この預金が暴力団等の活動に使用されたと認められた場合
- (4)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指

定することができるものとします。

- (3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 17. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 18. (準拠法、裁判管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

## ばんしんスイングサービス規定

### 1. (スイングの時期、金額等)

- (1)貯蓄預金スイングサービスとは、別に提出されたスイング申込書に指定されたスイング指定日に、スイング金額を指定出金口座から自動的に払戻し、指定入金口座へ振替えて入金するサービスをいいます。(以下この指定出金口座から指定入金口座への振替を「スイング」といいます。)
- (2)指定出金口座および指定入金口座については、取扱店における申込人名義の口座(普通預金、貯蓄預金)に限るものとします。
- (3)スイング指定日にスイング金額および後記2に定める手数料(以下「スイング手数料」といいます。)の合計額が指定出金口座の支払可能残高(ただし、総合口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額を含まないものとします。また、普通預金指定残高の超過金額を貯蓄預金へスイングする場合は、支払可能残高にはその指定残高を含まないものとします。)をこえるときは、通知することなくその日のスイングを行いません。
- (4)指定した振替日に対応する応当日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、その翌営業日をもって振替日とします。
- (5)振替金額は、10万円以上1万円単位とします。なお、スイングによる振替は月2回までとします。

### 2. (スイング手数料)

本取扱いにかかわる手数料については、そのつど当金庫所定のスイング手数料を指定出金口座から自動的に引落します。

### 3. (払戻請求書等の取扱い)

貯蓄預金スイングサービス契約による口座振替における預金からの払戻しおよび手数料の引落としにあたっては、指定出金口座にかかる預金規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

### 4. (通知)

貯蓄預金スイングサービス契約による口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

### 5. (解約・変更)

- (1)スイングサービスについては、当事者の一方からの書面による通知によりいつでも解約できるものとします。ただし、当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面により取扱店に届出るものとします。
- (2)指定出金口座または指定入金口座が解約された場合は、その口座にかかる限度においてスイングサービスも同時に解約されたものとして取扱いします。
- (3)相続の開始等、貯蓄預金スイングサービス契約の解約を必要とする相当の事由が生じたときは、その事由が生じた日にこの契約は通知することなく解約した

します。

(4)貯蓄預金スイングサービス依頼書の内容を変更する場合は、あらかじめ書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫はその責任を負いません。

#### 6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項に関しては、指定出金口座および指定入金口座にかかる預金規定により取扱います。

以 上